

社会福祉法人まこと福祉会

役員並びに評議員選任・解任委員の報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まこと福祉会の役員並びに評議員、評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員並びに評議員、評議員選任・解任委員の報酬等は次の通り支給する。

報酬等

理事	報酬	1人一律20,000円(年額)
監事	報酬	1人一律30,000円(年額)
評議員	報酬	1人一律10,000円(年額)
評議員選任・解任委員	日当	1人一律5,000円(会議等への出席の都度)

(出張旅費)

第4条 役員等並びに評議員選任・解任委員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬等及び旅費等を支給することができる。

旅費	宿泊費(日額)	日当(日額)	その他
実費	10,000円	2,400円	実費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等額)

第5条 役員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で支給する。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年6月17日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この規程は、令和5年6月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。